

# めがね〇〇 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER  
Dec. 2025 vol.152

## 12月号

\*\*\*\*\*

### CONTENTS

1. 今月はココをチェック! めがね税理士の厳選税務／MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント／税務セカンドオピニオン

Topic

### 寒さに負けない 体づくり

12月に入り、寒さがぐっと深まつきました。体が冷えると血行が悪くなり、肩こりや疲れやすさにも繋がります。こんな季節には、無理のない範囲で体をやさしく動かしてあげることが大切です。例えば、朝や夜に軽くストレッチをするだけでも、体がぽかぽかしてきます。特に首や肩、足首まわりなどをほぐすのが効果的だそうです。また、お風呂にゆっくり入ることもおすすめです。寝る前にぬるめのお湯に入浴すれば、ぐっすり眠れる助けにもなりますし、お気に入りの入浴剤などを使って気分転換するのもいいですね。毎日の小さな習慣が、寒さに負けない体づくりにつながっていきます。体を温めて、元気に冬を過ごしたいですね。





今月はココを  
チェック！

# めがね税理士の厳選税務



## 令和7年度税制改正 退職金課税制度への影響

令和7年度の税制改正により、退職手当等に関する税制が大きく変更になりました。この改正では、退職金を受給する従業員と企業の双方で影響が大きいため、変更点を十分に理解しておく必要があります。尚、改正内容については、**令和8年1月1日以降に受け取る退職金や、同日以降に提出が必要な書類から適用**されます。

### 1

#### 退職所得控除の重複期間の調整規定の見直し

確定拠出年金に係る老齢一時金（以下「DC一時金」）を受給した後に、別途退職一時金を受給した場合の退職所得の計算方法について見直しが行われました。具体的には**DC一時金受給後に退職手当等を受給する場合**の退職所得控除の勤続年数の重複期間の調整について、従来は退職金受給年の**前年以前4年以内のDC一時金の受給**が対象でしたが、今回の改正により、退職金受給年の**前年以前9年以内のDC一時金の受給**まで調整対象が拡大されています。



改正前は60歳でDC一時金を受取り、65歳で勤務先から退職金を受け取った場合は、退職所得控除を満額利用する事ができました。しかし改正後では、60歳でDC一時金を受け取った場合、退職所得控除を満額利用する事ができるのは、70歳以上で受給した場合となります。



### 2

#### 申告書の保存期間の延長

上記①の改正に伴い老齢一時金に関する申告書の保存期間が、これまでの**7年から10年に延長**されます。これは、過去9年間の受給状況を確認できるようにするための対応となります。



### 3

#### 源泉徴収票の提出義務の拡大

これまで退職所得の源泉徴収票については、法人の役員のみが提出の対象となっていました。今回の改正により、**国税ではすべての居住者**の退職所得に関する源泉徴収票、**個人住民税ではすべての納税義務者**の退職所得の特別徴収票の提出が義務付けられました。

## MUKAI NEWS!

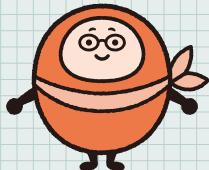
### 北國新聞文化センター様主催 あんしん終活セミナーを行いました！

むかいアドバイザリーグループの澤崎です。先日、北國新聞文化センター様主催で「あんしん終活セミナー」を開催しました。第一部「家族信託＆任意後見」、第二部「生前贈与＆保険活用」をテーマに、弊社役員の藤井と代表の向智大が講師を務めました。当日はなんと100名以上の方にご参加いただきとても嬉しかったです！セミナー後の個別相談会でも多くの方が熱心にご相談くださり、大盛況の一日となりました。私もいつか皆さまの前でお話しできるよう、日々の業務を通して学びを深めていきたいと思います。



# むーマンの相続相談室

テーマ：贈与税に時効はあるの？



回答者 むーマン

相続で困っている人たち  
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

お悩み  
解決！

## Question

贈与税には“時効”があると聞きましたが、実際にはどのような仕組みなのでしょうか。



むーマン



太郎さん

贈与税の時効は原則6年ですが、故意に申告や納税を怠った場合は7年となります。ここで注意すべきことは、この期間は贈与を受けた日からではなく、“申告期限の翌日”から数えるという点です。例えば令和3年7月に贈与を受けた場合、申告期限は令和4年3月15日ですので、その翌日の3月16日から起算し、6年後の令和10年3月16日に時効が成立します。故意の場合はさらに1年長く、令和11年となります。

単純に6年ではなく、申告期限を基準にするのですね。思っていた以上に長く、指摘を受ける可能性が残るのは注意が必要です。



むーマン



太郎さん

その通りです。時効が成立すれば徵収権は消滅しますが、“時効を待つ”発想は危険です。税務署は金融機関の入出金、不動産登記、保険契約、さらに相続税調査を通じて贈与を把握する仕組みを持っています。ですから、何年も前の贈与であっても発覚する例は少なくありません。申告漏れが見つかれば、“無申告加算税”5～30%、“過少申告加算税”0～15%が課され、隠蔽や仮装があれば“重加算税”として35～50%の高率が適用されます。加えて延滞税も必ず発生しますので、放置すると最終的な負担は非常に大きくなります。

“時効を待つ”  
発想は危険！



むーマン



太郎さん

では、期限を過ぎてしまった場合はどうすればよいのでしょうか。

その場合は“期限後申告”を自主的に行うのが最善です。自ら申告すれば加算税が軽減される可能性がありますし、調査で発覚する前に対応しておけば“悪質な隠蔽”とみなされにくくなります。逆に放置すると、時効を迎える前に調査が入り、最も重い重加算税の対象となる危険が高まります。贈与税には時効があるものの、それを頼るのは現実的ではありません。期限を過ぎても速やかに申告することが将来の安心につながり、相続対策を進めるうえでも大切な姿勢といえるでしょう。

自主的に  
申告を！

むーマン  
から一言！

相続の無料相談予約受付中！

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

お気軽にお問い合わせください

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。

WEBからも  
ご予約可能



## 今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



### 「商売の尊さ」

長い人生、迷わずに歩むことは容易ではないが、その迷いに一筋の光明を与え、心ゆたかに生きる喜びを与えるのが、いわゆる宗教というものである。人びとを救うという強い信念のもとに、世間の求めるものを進んで与えてゆくからこそ、心から感謝され、それにふさわしい淨財が寄る。まことに宗教は尊い。しかし考えてみれば、商売というのも、日々をゆたかにするために世間の人が求めているものを、精一杯のサービスをこめて提供してゆくのであるからこそ、それが喜んで受け入れられ、ふさわしい報酬も得られるはずである。それを心ならずも値切られて苦しむということであれば、お互いに、宗教の尊さとともに商売の尊さというものについても、今一度の反省を加えてみたいものである。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

### SECOND OPINION

## 税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただいております。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



### 税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の  
対策を打ちたい



経営改善について客観的な  
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの  
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が  
税理士ではなく相談しにくい

編集・発行



### つねに むかいに むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人  
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所  
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0024 石川県金沢市西念2丁目35番1号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ  
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター  
<http://www.auberge-sanglier.com>



石川金沢家族信託  
サポートセンター  
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE  
相続に関する情報を定期配信しています